

南島原市長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、公正で透明性の高い市政を推進するため、市長が市を代表して行う交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出区分及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2 交際費の支出先となる個人又は団体は次に掲げるものとする。

- (1) 南島原市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 南島原市政の伸展に功績があったもの
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第3 交際費は、次の区分に基づいて支出するものとする。

- (1) 慶祝 慶事及び記念行事、総会、式典等のお祝い
 - (2) 弔慰 葬儀又は法要における香典及び供物に係る経費
 - (3) 見舞 病気、災害及び事故等の見舞い自然災害等に対する義援金等に係る経費
 - (4) 渉外 市政運営上必要と認められる場合の渉外に係る経費
 - (5) 協賛 各種団体等の活動趣旨に賛同した場合の経費
 - (6) 激励 スポーツ大会、文化行事等の全国大会等に出場する団体又は個人の激励に係る経費
 - (7) 会費 会費等により開催される会合等の参加に係る経費
 - (8) その他 市政運営上、市長が特に必要があると認められるもの
- (交際費の公表内容)

第4 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
 - (2) 第3各号に掲げる支出区分の別
 - (3) 支出内容
 - (4) 支出金額
- (公表の時期)

第5 交際費の公表は、毎月行うものとし、支出した月の翌月末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第6 交際費の公表は、市のホームページ掲載により行うものとする。

(その他)

第7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年6月22日から施行し、平成22年度分の支出から適用する。